

R8介護職員等医療的ケア実施研修事業運営業務仕様書

1 趣 旨

居宅等において必要な医療的ケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等医療的ケア実施研修事業（以下「研修事業」という。）を、兵庫県内の郡部地域（但馬圏域、西播磨圏域を想定）において実施する。

2 対象者

研修事業対象者は、居宅介護、重度訪問介護等のサービス事業所で介護業務に従事している介護職員等（介護福祉士を含む、以下「介護職員等」という。）とし、対象人数は、基本研修は50人程度、実地研修は35人程度とする。

なお、実地研修については、応募時点において令和9年3月末までの期間を実施日とする実施計画書を提出できる介護職員等に限るものとする。

3 事業内容

(1) 研修事業の実施

- ア 特定の者に対する基本研修（講義、演習）の実施（複数回）
※基本研修（講義）については、オンラインでの実施も可とする。
- イ 上記アの実地研修の実施調整及び評価等の実施
- ウ その他研修事業に必要な業務の実施

(2) 修了証明書の交付等

- ア 研修修了者への修了証明書の交付
- イ 県へ研修実施状況（修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、その他必要な事項を記載したもの）を報告

(3) 受講料の徴収

各研修の受講料は、下記のとおり受講対象者から徴収し、事業収入として適切に経理すること（いずれも税込金額）。

- 基本研修 8,900円
- 実地研修 2,000円
- 基本研修及び実地研修 10,900円

4 委託期間

令和8年8月上旬（予定）～令和9年3月31日

5 委託物品の取り扱い

- (1) 研修事業に必要な物品については、別添「器材・物品一覧表（県保有分）」に記載の物品もしくは事業者の所有する物品を使用すること。

- (2) 本委託期間内に事業実施に必要な物品（使用耐用期間が概ね1年以上で、取得価格が20,000円以上）を取得した場合は、別添「器材・物品一覧表（新規取得分）」で管理し、委託期間終了日に物品の保有状況を県に報告すること。

6 事業実施上の留意点

- (1) 研修内容や方法等を明らかにするための実施要項等を定めて、研修を実施すること。
- (2) 研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- (3) 事業実施上知り得た受講者に係る秘密保持については、厳格に行うこと。
- (4) 本事業の実施状況等については、定期的に県に報告すること。
- (5) 実績報告書には、次の書類（様式任意）を添付すること。
 - ア 経費の内訳が分かる書類
 - イ 実施した研修内容が分かる書類
 - ウ その他内容が明らかになる書類その他